

南あわじ市指名競争入札共通事項（電子入札による場合）

この入札に係る入札書の提出は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うものとし、この方法による入札を以下「電子入札」という。

【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2 入札資格制限基準に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- 3 指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 建設工事の入札参加者は、建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。
- 5 建設工事の入札参加者は、契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評定値通知書を有していること。

【入札に関する条件】

1 入札に関する条件

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに、公告に示す所定の入札期間内に記録されること。
- (2) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (3) 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが不明でないこと。
- (4) 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りでない。
- (5) 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みで使用した名義人のものであること。
- (6) 内訳書提出が有の場合、第1回目の入札金額の内訳書（必要な項目すべてについて入力されていること。）に係るファイルを、入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。また、「入札金額の内訳書の取扱いについて」6. 入札を無効とする基準に該当しないこと。

2 再度の入札に参加できる者

再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格又は調査最低制限価格を設けたときは、初度の入札において当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）
- (2) 初度の入札において上記1入札に関する条件(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(2)及び(6)に違反し無効となったもの以外の者

3 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第12条の規定に該当する入札。
- (2) 上記1入札に関する条件に違反した入札。
- (3) ICカードを不正に使用した入札。
- (4) その他入札通知のほかに定めた無効とする入札に該当する入札。

【入札に際しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも市民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

- 3 入札金額はアラビア数字を用いて入力すること。
- 4 提出された入札金額の内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求めることがある。
- 5 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。
なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。
- 6 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。
- 7 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- 8 開札手続きを始めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続きが完了するまでの間、入札者が電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続きの進行状況を確認すること。
- 9 入札書を送信し、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 10 入札を希望しない場合には、南あわじ市電子入札運用基準第 16 条に定めるところにより、入札を辞退することができる。

【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 南あわじ市低入札価格調査制度取扱要領に規定する調査基準価格を設けた場合は、次のとおり取り扱う。
 - (1) 有効な入札をした者の入札金額が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であった場合、落札者とする。
 - (2) 有効な入札をした者の入札金額が調査基準価格未満であった場合、落札者の決定を保留して入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査したうえで、落札者とする。ただし審査の結果、当該入札者がその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格者を落札者としなないことがある。
- 4 落札者又は低入札価格の調査対象者（以下「落札者等」という。）となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

【議会の議決】

予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負契約、予定価格が 2 千万円以上の財産の取得（動産の買入れ等）の契約については、落札決定の日（落札決定の日と落札決定通知の日が異なる場合は落札決定通知の日。以下同じ。）から 7 日（南あわじ市の休日を定める条例（平成 17 年南あわじ市条例第 10 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日から 7 日（市の休日を除く。）以内に契約書を提出すること。
- 2 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は市から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- 3 契約金額が 200 万円を超える場合には、落札者が暴力団等でないことについての誓約書を契約の締結前に提出すること。

【契約保証金】

- 1 落札者は、契約金額が 200 万円以上の場合、契約（議会の議決に付すべき契約については、本契約）締結までに、契約金額の 10 分の 1 以上の次に掲げる契約保証の一つを付さなければならない。ただし、契約金額が 200 万円未満の場合であっても、必要と判断する場合は契約保証金を付するものとする。また、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度契約担当者が判断するものとする。なお、南あわじ市契約規則第 27 条の規定により、全部又は一部を免除することがある。
 - (1) 契約保証金の納付。
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
 - (5) 市を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、当該保険証券を市に寄託しなければならない。

【前金払】

- 1 契約金額が 200 万円未満のものについては、前金払を行わない。なお、入札通知書で前金払が有の場合、前払金制度を適用することがある。
- 2 契約金額が 1 件 200 万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 4（設計、調査、測量及び機械類の製造については、10 分の 3）以内で前金払を行う。ただし、工期が 2 箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の 4 以内の前金払を行う。
- 3 中間前金払と部分払の選択該当工事（契約金額が 200 万円以上かつ工期が 90 日以上）の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択すること（契約締結後、この選択を変更することは認めない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができない。また、入札通知書に中間前金払と部分払の選択を定めている場合、契約金額が 200 万円未満の場合でも、中間前金払制度を適用することができる。
- 4 中間前金払と部分払の選択該当工事について中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、契約金額の 10 分の 2 以内の前金払を行う。ただし、工期が 2 箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の 2 以内の前金払を行う。
 - (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

【その他】

- 1 建設工事請負契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内（工期が 1 箇月に満たない場合は、契約締結後速やかに）に、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。ただし、契約金額が 100 万円未満のときは、当該収納書の提出を省略することができる。
- 2 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。
- 3 入札の回数は 2 回までとする。